

第71回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月25日(木曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

開催場所

東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 25階 「大輪」

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

< 目次 >

第71回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	18
監査報告書	32
株主総会参考書類	35

本年は、株主総会ご出席の株主様へお配りして
おりましたお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

tem 株式会社東京自働機械製作所

証券コード 6360

証券コード 6360
2020年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町3丁目10番7号
(東自機ビル)
株式会社 東京自働機械製作所
代表取締役社長 山 本 治 男

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 25階 「大輪」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.tam-tokyo.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

■株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

■郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

新型コロナウイルス感染症への対応について

＜株主様へのお願い＞

- ◎ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会での議決権行使は書面による方法もございますので、同封の議決権行使書用紙にて行使いただくことも併せてご検討のほどよろしくお願い申し上げます。
- ◎本年は、株主総会ご出席の株主様へお配りしておりましたお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

＜当社の対応について＞

- ◎本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.tam-tokyo.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用は安定していたものの、相次ぐ自然災害や消費税増税の影響により個人消費が力強さを欠くなか、米中貿易摩擦の長期化が世界経済にも大きく影響し、先行き不透明感が強い状況で推移しました。このような状況下で発生した新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、世界経済は急激に悪化をしております。景気の先行きについても見通しが立たない状況になっております。

このような経済情勢の下ではありましたが、当社は全社を挙げて業績の確保に努めました結果、当事業年度における業績は、好調な受注高に支えられ、包装機械事業、生産機械事業、両事業とも増収となり、売上高123億3千7百万円（前年同期116億5千万円、5.9%増）となりました。

利益面では、生産機械事業の利益率が改善されたこと等から、営業利益7億7千8百万円（前年同期6億1千7百万円、26.2%増）、経常利益9億3千6百万円（前年同期7億6千5百万円、22.3%増）、当期純利益6億4千2百万円（前年同期5億3千8百万円、19.2%増）となりました。

各セグメント別の業績は次のとおりであります。

包装機械部門におきましては、菓子・食品業界向け上包機や製袋充填機をはじめ、人手不足対策の設備投資需要が堅調に推移したこと等から、売上高51億5千7百万円（前年同期48億5千6百万円、6.2%増）となったものの、開発費の増加や利益率の低い新規開発案件が多く、包装機械事業全体の利益を圧迫することとなり、セグメント利益は4千7百万円の損失（前年同期2億3千6百万円の利益）となりました。

生産機械部門におきましては、大型プロジェクトを中心に堅調に推移し、売上高71億8千万円（前年同期67億9千3百万円、5.7%増）、セグメント利益14億1千3百万円（前年同期9億3千1百万円、51.8%増）となりました。

また、共通費は5億8千7百万円（前年同期5億5千万円、6.6%増）となりました。

(単位：百万円)

	売 上 高	営 業 費 用	営 業 利 益
包 装 機 械	5,157	5,204	△47
生 産 機 械	7,180	5,766	1,413
共 通 費	—	587	△587
合 計	12,337	11,558	778

(2) 設備投資等の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は1億2千4百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

① 当事業年度中に完成した主要設備

当事業年度中に完成した設備投資の主なものは、当社柏工場等建物における空調機の更新2千5百万円、LED照明のリース資産1千5百万円であります。

② 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

当事業年度における重要な継続中の主要設備の新設、拡充はありません。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当事業年度における重要な固定資産の売却、撤去、滅失はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において増資または社債の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

包装機械事業においては、人手不足を背景とした自動化設備投資需要により全般的な受注状況は順調に推移しておりましたが、今年度末に発生した新型コロナウイルスの影響により、先行きが見えにくい状況になっております。一方で顧客要求の高まりや価格面での競争激化等も依然として継続しており、全体的には厳しい状況が継続すると見込んでおります。また生産機械事業においては、主要顧客の設備投資動向が引続き堅調なことに加え、既に受注済の複数大型案件対応を含め、当面多忙な状況が継続すると見込んでおりますが、こちらも新型コロナウイルスによる影響次第で大きく変化していく可能性があります。全社として、まずはコロナ対策を万全なものとしながら、複数の大型受注済み案件への対応や、時期的集中を乗り切るべく、効率的かつ柔軟な事業運営が必須の課題と認識しております。

当社は2018年度をスタートとする第5次中期経営計画を策定しており、その2年目となる2019年度には創立70周年の節目を迎えました。やる気と挑戦、そしてコミュニケーションの更なる深化をもとに生み出す新たな発想を具現化し、社会に新たな価値を提供し続ける「価値創造企業」となることを目指し、本中期経営計画においては以下の基本方針を掲げております。

① 国内包装機械事業の拡大 ② 海外事業の強化推進 ③ 積極的な提案営業の推進

④ ライセンスシステム事業の強化推進 ⑤ 技術力の強化と製品品質の向上

新型コロナウイルスの状況を注視しながらも、これらの課題に対処し、継続的な成長を目指す所存です。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2017年3月期 第68期	2018年3月期 第69期	2019年3月期 第70期	2020年3月期 第71期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	7,567	7,600	11,650	12,337
経常利益 (百万円)	351	353	765	936
当期純利益 (百万円)	266	241	538	642
1株当たり純資産額	262円56銭	2,863円25銭	3,131円54銭	3,424円68銭
1株当たり当期純利益	18円54銭	167円97銭	380円73銭	458円80銭
総資産 (百万円)	8,951	10,947	12,397	12,701
純資産 (百万円)	3,779	4,120	4,383	4,792

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除)に基づき算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しました。第69期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第70期及び第71期の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、「株式給付信託 (BBT)」制度に関する信託口が保有する当社株式を自己株式に含めて計算しております。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	主 要 製 品
包 装 機 械	(フィルム包装機)フィルム上包機、高密封性フィルム上包機、集積上包機、CD・DVD包装機、ボックスティッシュ包装機、トイレトロール包装機 (製袋充填機)バラ物製袋充填機、粉末製袋充填機 (紙包装機)銘産品・贈答品包装機、印刷物クラフト上包機 (計量・充填機)オーガー充填機、容器充填機 (カートナー)高速カートナー、間欠式カートナー、ダンボール詰機、製函機、バックケイサーシステム、パッケージングロボット (リサイクル機械)古紙圧縮梱包機、非鉄金属圧縮梱包機、廃棄物処理機(たばこ機械)たばこフィルタープラグ供給装置、ほか
生 産 機 械	各種検査装置、組立機械、生産ライン等のアッセンブリ、ほか

(7) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区	福 岡 営 業 所	福岡県福岡市
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市	札 幌 営 業 所	北海道札幌市
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市	柏 工 場	千葉県柏市

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

当期末従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
248 (71)	△1 (6)	43.2歳	19.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	200
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	164
株 式 会 社 千 葉 銀 行	120
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	100
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	80
株 式 会 社 高 知 銀 行	58
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	55
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	50

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,452,000株
 (3) 株主数 1,240名
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本たばこ産業株式会社	134千株	9.36%
明治安田生命保険相互会社	77千株	5.39%
みずほ信託銀行株式会社	69千株	4.83%
株式会社みずほ銀行	65千株	4.54%
佐藤保寿	64千株	4.47%
東自協会持株会	49千株	3.47%
株式会社三菱UFJ銀行	46千株	3.20%
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	39千株	2.71%
東京施設工業株式会社	32千株	2.27%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	30千株	2.13%

(注)1. 持株比率については、自己株式（13,484株）を控除して算出しております。

2. 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する39千株は、「株式給付信託（BBT）」制度に係るものであります。なお、当該株式は持株比率の計算上、自己株式数に含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 本 治 男	東京施設工業株式会社 監査役 株式会社日本包装リース 取締役 PT TAM PACKAGING ASIA CEO 有限会社東祐 取締役
取 締 役	佐 藤 康 公	海外事業・製造担当兼国際部長 東京施設工業株式会社 取締役 PT TAM PACKAGING ASIA 取締役
取 締 役	太 田 直 人	国内事業担当兼営業部長
取 締 役	垣 内 真	有限会社東祐 取締役
取 締 役	長 友 康 夫	
取 締 役	中 村 洋 一	
監 査 役（常勤）	小 嶋 甲子雄	
監 査 役	山 口 秀 夫	
監 査 役	前 田 剛 介	日空工業株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役長友康夫、中村洋一の各氏は、社外取締役であります。なお、当社は長友康夫、中村洋一の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役山口秀夫、前田剛介の各氏は、社外監査役であります。なお、当社は山口秀夫、前田剛介の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 東京施設工業株式会社は、当社の事業の一部と同一の部類に属する事業を行っております。
4. PT TAM PACKAGING ASIA は、当社の事業の一部と同一の部類に属する事業を行っております。
5. 当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

6. 当社は、経営の合理化と意思決定の迅速化を図ってまいりましたが、監督機能と業務執行機能を制度的に分離し、業務執行の役割と責任を明確化し、その体制を強化するため執行役員制度を導入しております。

〔執行役員状況〕

役名	氏名	職名
常務執行役員	佐藤 康公	海外事業・製造担当兼国際部長
執行役員	太田 直人	国内事業担当兼営業部長
執行役員	佐藤 義和	システム設計担当兼設計開発部長
執行役員	渡邊 義達	柏工場長兼CS部長
執行役員	本城 和彦	総務部長

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	78,276千円 (7,290千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	17,460千円 (7,650千円)
合計	9名	95,736千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の支給額には、当事業年度に計上した、役員株式給付引当金繰入額6,338千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員に関する事項

- ・ 監査役前田剛介氏は、日空工業株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は日空工業株式会社との間に特別の関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席状況

区 分	監 査 役 会		取 締 役 会	
	出席/開催回数	出席率	出席/開催回数	出席率
取 締 役 長 友 康 夫	—	—	10/10回	100%
取 締 役 中 村 洋 一	—	—	10/10回	100%
監 査 役 山 口 秀 夫	13/13回	100%	10/10回	100%
監 査 役 前 田 剛 介	13/13回	100%	10/10回	100%

ロ. 取締役会および監査役会での発言状況

- ・取締役長友康夫氏は、取締役会において主に企業経営の豊かな経験に基づいて、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
- ・取締役中村洋一氏は、取締役会において主に企業経営の豊かな経験に基づいて、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
- ・監査役山口秀夫氏は、取締役会において主に企業経営の豊かな経験に基づいて、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。
- ・監査役前田剛介氏は、取締役会において主に企業経営の豊かな経験に基づいて、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	19,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められた場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システム整備の基本方針）を定め基準・規程類を作成し、体制の整備と運用を図っております。

当社は、本方針について適宜見直しを行い継続的な改善を図ってまいります。

(1) 内部統制システム整備の基本方針

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 社は、全社員の行動規範を定めた「行動指針」及び「コンプライアンス方針」の周知徹底を図る。

ロ. 取締役は、取締役の業務執行に関する法令、定款及びその他諸規程に違反する行為を未然に防止するため、相互に職務執行を監督する。取締役が、他の取締役の法令、定款に対する違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告し、是正を図る。

ハ. 法令違反その他コンプライアンスに関する事実について社内報告できる体制として、社内の通報窓口と社外弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システムを「社内通報規程」に基づき運用する。

ニ. コンプライアンス委員会は、コンプライアンス推進状況を把握し、コンプライアンス推進に関する重要事項を審議決定する他、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する報告がされた場合は、事実に基づいて状況を把握し、必要に応じ弁護士等外部機関と連携を取り、対応策を検討・立案し、取締役会に報告し、取締役会にて審議・決定する。

ホ. 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、定期的に「行動指針」及び「コンプライアンス方針」、その他関連諸規定の教育・啓蒙とその遵守状況を内部監査し、内部監査の結果を取締役会及び監査役会に報告する。内部監査室は、法令・定款に違反する状況を発見した場合、事実をコンプライアンス委員会へ報告する。

ヘ. 内部監査室は、他の執行部門から独立した部門とする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、保存すべき文書（電磁的媒体を含む）の種類と範囲、保存期間、保存場所及び管理責任者等を定めた「情報管理規程」に従い、適切に文書の保存及び管理を行う。取締役及び監査役はいつでもこれらの文書を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」に基づき、発生が想定される個々のリスクについて、その未然防止に努めるとともに、社内外の状況を考慮し抽出された新たなリスクへの対応を含むリスク管理体制の見直しと継続的な改善を図る。リスク管理の状況は、取締役会に報告され、取締役会は、報告されたリスクの発生に伴う経営目標に対する影響について評価する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、中期経営計画及び年度事業計画を策定する。各取締役は、目標の達成に向け業務を推進する。
- ロ. 取締役、執行役員、部門長及び常勤監査役の出席による業務会議を月1回以上定例開催し、業務執行進捗状況、業績目標の達成度、業務執行上の課題、商品・技術開発、コンプライアンスの状況等について報告、審議、決定することで、適宜、適切な職務執行を確保する。
- ハ. 業務会議で審議された事項のうち、「取締役会規則」で定める重要事項については、取締役会で審議・決定される。
- ニ. 取締役の職務の執行は、必要に応じて役員諸規定、組織管理規程等関連諸規定を見直すことにより、効率性を確保する。

⑤ 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ会社における業務の適正を確保するため、定期的に「社内規程」に基づく、グループ会社経営協議会を開催し、グループ会社の取締役等の参加により、グループの経営状況、コンプライアンス状況、その他経営課題等について協議する。
- ロ. 担当取締役は、グループ会社の業績、財務、コンプライアンス状況、その他経営課題等について、定期的に取締役会に報告する。
- ハ. 取締役は、グループ会社の法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に報告する。
- ニ. 当社の内部監査室は、グループ会社の内部監査を実施する。

⑥ 財務報告及び資産保全の適正性確保のための体制

- イ. 当社は、財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制を整備する。
- ロ. 内部監査室は、財務報告に係る内部統制の内部監査を行い、内部監査の結果を取締役会へ報告する。

ハ. 当社は、資産の取得、使用、処分が適正になされるために必要な体制を整備する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役が必要と認めその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、取締役会は、監査役と協議の上使用人を指名することができる。
- ロ. 指名された使用人に対する指揮命令権限は監査役に委譲されたものとし、取締役、その他使用人は、当該使用人に対する指揮命令権限を有しない。また、当該使用人に対する評価は、監査役が行うものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、業務会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、コンプライアンス委員会の報告、内部監査室の報告、重要な月次報告、その他必要な重要事項を監査役に報告するものとする。
- ロ. 監査役に報告を行った者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ハ. 常勤監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び業務会議等重要会議に出席する。
- ニ. 監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- ホ. 監査役が、その職務の執行について、所要の費用の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を支払うものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役、執行役員、部門長、内部監査室並びに会計監査人と定期的な意見交換を行い、適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において2回開催し、コンプライアンス推進状況を把握し、コンプライアンス推進に関する重要事項を審議決定しております。また、法令・定款違反及び内部通報事案等その他コンプライアンスに関する事案について、事実に基づいた状況を把握し、再発防止策等を協議しております。また、コンプライアンス意識向上のため、社内報等によりコンプライアンスの重要性を周知し、社内教育を定期的を実施しております。

② 損失の危険の管理に関する取組みの状況

当社は「危機管理規程」に基づき、発生が想定される個々のリスクについて、その未然防止に努めるとともに、社内外の状況を考慮し抽出された新たなリスクへの対応を含むリスク管理体制の見直しと継続的な改善を図っております。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組みの状況

当社は、グループ会社における業務の適正を確保するため、当事業年度においてグループ会社の取締役等が参加するグループ会社経営協議会を12回開催し、グループの経営状況、コンプライアンス状況、その他経営課題等について協議しております。

④ 取締役の職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

当社は「取締役会規則」に基づき、当事業年度において取締役会を10回開催し、業務執行の意思決定及びその監督を行っております。また、社外取締役は独立的・客観的立場から取締役会に対する監督を行うとともに、豊富な知識と経験に基づき、業務執行に関して適格な指摘、発言を行っております。

⑤ 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

監査役は、当社及び当社グループの役職員に対し監査に必要な情報について報告を求めるとともに、重要会議への出席や稟議書等の閲覧により監査の実効性を確保しております。また、会計監査人や内部監査室と定期的な意見交換を行い、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

(3) 反社会的勢力排除に関する取組み

この他当社では、反社会的勢力排除に向けて以下の取組みを行っております。

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

「行動指針」の一項として、『わが社は社会のため、社会の一員として、法令・倫理・社会規範を遵守します。』と明記し、コンプライアンスについて全社に周知徹底を図っております。

また、コンプライアンス方針に『反社会的勢力・団体には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。』と明記して、全社員に徹底しております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 反社会的勢力に対する全社の対応窓口は総務・人事課とし、総務部長が不当要求防止責任者として統轄管理をしております。また、各事業所の状況については、総務・人事課長が情報収集し適切な指示を行っております。

ロ. 外部の専門機関との連携として、反社会的勢力の関与があった場合は、総務・人事課長が事態の状況により関係団体・警察署・弁護士などに相談し、適切な助言・指示を受けて解決するようにしております。

ハ. 反社会的勢力に関する情報はグループ会社と共有し、自社の事業所での発生状況については、総務・人事課長が一元管理しております。

ニ. 反社会的勢力に対して適切に対応するように「反社会的勢力防衛マニュアル」を作成し、従業員に配布して教育しております。

ホ. 反社会的勢力に対する対応について研修を行い、対応力を高めております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
流動資産	7,899,064		流動負債	5,806,712	
現金及び預金	1,240,932		支払手形	595,773	
受取手形	243,586		買掛金	2,338,041	
電子記録債権	217,076		一年内返済長期借入金	260,900	
売掛金	3,802,913		リース債	95,864	
商品及び製品	401,936		未払金	141,164	
仕掛品	1,117,379		未払費用	104,049	
原材料及び貯蔵品	7,315		未払法人税等	198,504	
前渡金	487,986		前受り金	1,493,731	
前払費用	27,391		預り金	32,056	
未収消費税	379,317		賞与引当金	470,103	
その他	26,873		品質保証引当金	73,587	
貸倒引当金	△53,645		その他	2,935	
固定資産	4,802,698		固定負債	2,102,154	
有形固定資産	2,149,653		長期借入金	866,400	
建物	334,286		長期未払金	11,199	
構築物	12,427		リース債	139,539	
機械及び装置	79,404		預り保証金	95,213	
車両及び運搬具	543		退職給付引当金	962,031	
工具器具備品	10,785		役員株式給付引当金	13,649	
リース資産	199,626		環境対策引当金	14,122	
土地	1,512,578				
無形固定資産	37,629		負債合計	7,908,866	
ソフトウェア	16,382		純資産の部		
リース資産	579		株主資本	4,216,823	
借地権	17,320		資本剰余金	954,000	
その他	3,347		資本剰余金	456,280	
投資その他の資産	2,615,415		資本準備金	456,280	
投資有価証券	1,416,687		利益剰余金	2,896,530	
関係会社株	14,093		利益準備金	238,500	
関係会社長期貸付	100,000		その他利益剰余金	2,658,030	
長期前払費用	19,229		別途積立金	500,000	
差入保証金	44,940		繰越利益剰余金	2,158,030	
保険積立金	798,684		自己株式	△89,988	
繰延税金資産	318,326		評価・換算差額等	576,072	
その他	3,453		その他有価証券評価差額金	576,072	
貸倒引当金	△100,000				
資産合計	12,701,762		純資産合計	4,792,896	
			負債及び純資産合計	12,701,762	

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,337,519
売上原価	9,814,320
売上総利益	2,523,199
販売費及び一般管理費	1,744,248
営業利益	778,950
営業外収益	
受取利息及び配当金	47,852
受取賃貸料	174,233
その他	25,429
営業外費用	
支払利息	9,345
社債利息	3,507
不動産賃貸費用	73,758
その他	3,670
経常利益	936,182
特別損失	
投資有価証券評価損	16,083
その他	30,181
税引前当期純利益	889,917
法人税、住民税及び事業税	342,619
法人税等調整額	△94,851
当期純利益	642,148

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
			別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	954,000	456,280	238,500	500,000	1,573,430	2,311,930
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△57,547	△57,547
当 期 純 利 益					642,148	642,148
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	584,600	584,600
当 期 末 残 高	954,000	456,280	238,500	500,000	2,158,030	2,896,530

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△89,697	3,632,514	750,667	14	750,682	4,383,196
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△57,547				△57,547
当 期 純 利 益		642,148				642,148
自 己 株 式 の 取 得	△291	△291				△291
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△174,594	△14	△174,609	△174,609
当 期 変 動 額 合 計	△291	584,309	△174,594	△14	△174,609	409,700
当 期 末 残 高	△89,988	4,216,823	576,072	—	576,072	4,792,896

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式…… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品・製品・仕掛品……………先入先出法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料……………移動平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法

(3) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～50年
機械及び装置	12年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

期末現在に有する売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

品質保証引当金

製品売上計上後、当該製品の品質水準向上を求める顧客の要請に応じて発生する運転調整費用等の追加原価の支払に備えて、過去の実績率等に基づき算出した発生見積額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社の取締役および執行役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によりポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を処理することが義務付けられているため、当該処理に要する費用の見積額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

売上高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

（ヘッジ手段）為替予約

（ヘッジ対象）外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

外貨建取引等の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引とヘッジの手段とした為替予約取引は重要な条件が同一ですので、有効性判定を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	42,432千円
機械及び装置	0千円
土地	110,296千円
投資有価証券	119,618千円
計	272,346千円

担保付債務は次のとおりであります。

一年内返済長期借入金	187,300千円
長期借入金	762,000千円
計	949,300千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,748,090千円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	53,545千円
長期金銭債権	100,000千円
短期金銭債務	533千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	665千円
関係会社からの仕入高・外注費	483,283千円
営業取引以外の取引による取引高	29,264千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の数

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 の株式数 (千株)
普通株式	1,452	—	—	1,452

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 の株式数 (千株)
普通株式	52	0	—	52

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2019年6月26日開催の第70回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金総額 57百万円
- ・1株当たりの配当額 40円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月27日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」制度において設定した信託 (信託E口) に対する配当金1百万円が含まれております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

- ・配当金総額 71百万円
- ・1株当たりの配当額 50円
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」制度において設定した信託 (信託E口) に対する配当金1百万円が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	294,574千円
賞与引当金	143,946千円
棚卸評価損	75,473千円
貸倒引当金	47,046千円
品質保証引当金	22,532千円
その他	65,603千円
繰延税金資産小計	649,174千円
評価性引当額	△76,605千円
繰延税金資産合計	572,569千円

2. 繰延税金負債の発生 の主な原因の内訳

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△254,243千円
繰延税金負債合計	△254,243千円
繰延税金資産の純額	318,326千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。また、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、関係会社に対し長期貸付を行っております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的な時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握することにより当該リスクを管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、借入金及び社債の用途は運転資金であります。営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金計画を作成・変更する等の方法により当該リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。ヘッジ会計の方法等については、上記「6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項、(1) ヘッジ会計の方法」に記載しております。デリバティブ取引は、取引権限等を定めた社内規程に従い、実需の範囲で行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）をご参照下さい。）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,240,932	1,240,932	—
(2) 受取手形	243,586	243,586	—
(3) 電子記録債権	217,076	217,076	—
(4) 売掛金	3,802,913	3,802,913	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	1,392,250	1,392,250	—
(6) 関係会社長期貸付金 貸倒引当金（※）	100,000 △100,000		
(7) 関係会社株式	—	—	—
資産計	6,896,759	6,896,759	—
(8) 支払手形	595,773	595,773	—
(9) 買掛金	2,338,041	2,338,041	—
(10) 長期借入金 (一年内返済長期借入金を含む)	1,127,300	1,126,479	△820
(11) リース債務	235,404	231,372	△4,031
負債計	4,296,518	4,291,666	△4,851

(※) 関係会社長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの株式の時価については、取引所の価格に基づき記載しております。

(6) 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金については、当社の関係会社に対する貸付金であり、個別に貸倒見積額を算定し、貸倒引当金を設定しております。

(8) 支払手形、(9) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	38,530

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」及び「(7) 関係会社株式」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル等（土地を含む）を有しております。

なお、賃貸オフィスビルの一部は、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価
賃貸等不動産	345,701	276,000
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,134,713	1,580,000

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づき社外の不動産鑑定士によって算定された金額であります。ただし、直近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

(持分法損益等に関する注記)

関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額	12,693千円
持分法を適用した場合の投資の金額	381,487千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	△33,406千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	東京施設工業(株)	千葉県富里市	50,000千円	機械製造業	(所有)直接30.1%	当社包装機械の製造等 役員の兼任2名	商品仕入・外注費	483,283	買掛金	—
							貸貸収入	25,853	預り金	533
関連会社	PT TAM PACKAGING ASIA	インドネシアジャカルタ	1,000千US\$	包装機械製造	(所有)直接49.0%	当社包装機械の製造等 役員の兼任2名	資金貸付	—	関係会社長期貸付金	100,000

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含みます。
 2. 取引条件および取引条件の決定方針
 上記取引については、市場価格を参考に決定しております。
 3. PT TAM PACKAGING ASIA への貸付金に対し、100,000千円の貸倒引当金を設定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,424円68銭
 2. 1株当たり当期純利益 458円80銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は39千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末の株式数は39千株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 東京自働機械製作所
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 吉 田 光一郎 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 佐 山 正 則 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京自働機械製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、関係会社については、関係会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて関係会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその関係会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

株式会社 東京自働機械製作所	監査役会
常勤監査役 小嶋 甲子雄	㊟
監査役 山口 秀夫	㊟
監査役 前田 剛介	㊟

(注) 山口秀夫、前田剛介は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本としております。

第71期の期末配当につきましては、方針に則りまして、普通配当を1株につき40円として前期の期末配当額を維持するとともに、2019年6月に当社が創立70周年を迎えたことを記念して1株につき10円の記念配当を加え、下記のとおり1株につき50円とさせていただきますと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 50円
配当総額 71,925,800円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やまもと はるお 山本 治男 (1951年3月27日生)	1973年4月 当社入社 2004年4月 当社総務部長 2004年6月 当社取締役総務部長兼経営企画部長 2005年4月 当社取締役管理部長 2006年6月 当社取締役営業1部長 2008年4月 当社取締役営業部長 2009年6月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 東京施設工業株式会社 監査役 有限会社東祐 取締役 PT TAM PACKAGING ASIA CEO 株式会社日本包装リース 取締役	11,465株
	<p><取締役候補者とした理由> 山本治男氏は、2004年6月に取締役に就任し、2009年6月から代表取締役社長を務めております。この間、豊富な経験と実績、強いリーダーシップのもと経営の指揮および監督を適切に行い、経営トップとしての手腕を発揮し、当社事業の推進と発展に貢献してきました。これらのことから、更なる企業価値の向上および取締役会の活性化のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	さとう やすひろ 佐藤 康公 (1961年4月5日生)	1986年4月 当社入社 2006年9月 当社退社 2006年10月 千住金属工業株式会社入社 2007年6月 同社取締役 2010年6月 当社監査役 2013年6月 千住金属工業株式会社退社 当社取締役執行役員海外事業担当 2014年4月 当社取締役執行役員国際部長兼製造担当 2016年6月 当社取締役執行役員海外事業担当兼国際部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員海外事業・製造担 当兼国際部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 東京施設工業株式会社 取締役 PT TAM PACKAGING ASIA 取締役	8,190株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>佐藤康公氏は、当社在籍の後、千住金属工業株式会社にて活躍され、2010年6月から当社監査役、2013年6月から取締役として企業経営に従事し、その役割と責務を果たしてきました。</p> <p>現在は、取締役常務執行役員海外事業・製造担当兼国際部長として関係部門を所管し、豊富な経験と高い見識を活かし経営に貢献しております。これらのことから、更なる企業価値の向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	<p>おおた なおひと 太田直人 (1959年4月21日生)</p>	<p>1982年4月 当社入社 2009年6月 当社営業部長 2013年4月 当社執行役員営業部長 2016年6月 当社執行役員国内事業担当兼営業部長 2017年6月 当社取締役執行役員国内事業担当兼営業部長 現在に至る</p>	<p>768株</p>
<p>3</p>	<p><取締役候補者とした理由> 太田直人氏は、入社以来営業の業務に係り、2009年6月から営業部長として包装機械の販売を統括し、2017年6月から取締役として企業経営に従事し、その役割と責務を果たしてきました。 現在は、取締役執行役員国内事業担当兼営業部長として関係部門を所管し、豊富な経験と高い見識を活かし経営に貢献しております。これらのことから、更なる企業価値の向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
	わたなべ よしたつ 渡 邊 義 達 (1964年 9月30日生)	1988年 4月 当社入社 2011年 4月 当社営業部次長 2016年 4月 当社柏工場長 2018年 4月 当社執行役員柏工場長兼CS部長 現在に至る	1,000株
4	<p><取締役候補者とした理由></p> <p>渡邊義達氏は、入社以来営業の業務に係り、2016年4月から工場長として製造部門を統括し、2018年4月から執行役員柏工場長兼CS部長を務めております。この間、豊富な経験と高い見識を活かし、リーダーシップを発揮し持続的な成長と企業価値向上に取り組み、その役割と責務を果たしてきました。</p> <p>これらのことから、当社の更なる企業価値の向上のために経営を担う適切な人材と判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	ながとも やすお 長 友 康 夫 (1949年1月3日生)	1971年4月 三菱油化株式会社（現三菱ケミカル株式会 社）入社 2004年6月 三菱化学エンジニアリング株式会社取締役 プロジェクト第1本部プロジェクト第1営 業部長 2005年4月 同社取締役兼菱化イーテック株式会社代表 取締役社長 2007年6月 同社常務取締役営業本部長（チーフ・セー ルス・オフィサー）兼菱化イーテック株式 会社代表取締役社長 2009年6月 同社退社 2012年6月 当社取締役 現在に至る	2,085株
<p><社外取締役候補者とした理由> 長友康夫氏は、三菱化学エンジニアリング株式会社の常務取締役並びに菱化イーテック株式会社の代表取締役社長として企業経営に手腕を振るわれてきたことから、同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識による助言をもとに、当社のコーポレート・ガバナンス強化および取締役会の一層の活性化を図るため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	なかむら よういち 中村 洋一 (1949年11月12日生)	1970年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社 2003年4月 同社生産革新本部ファクトリーエンジニアセンター所長 2004年4月 同社高度生産システム開発カンパニー社長兼パナソニックソリューションテクノロジー株式会社社長 2007年4月 パナソニック半導体デバイスソリューション株式会社常務取締役 2010年1月 平田機工株式会社監査役 2011年9月 立命館大学大学院理工学研究科非常勤講師 2015年6月 当社取締役 現在に至る	2,000株
<p><社外取締役候補者とした理由> 中村洋一氏は、松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）高度生産システム開発カンパニーの社長、パナソニックソリューションテクノロジー株式会社の社長並びにパナソニック半導体デバイスソリューション株式会社の常務取締役として企業経営に手腕を振るわれてきたことから、同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識による助言をもとに、当社のコーポレート・ガバナンス強化および取締役会の一層の活性化を図るため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 長友康夫、中村洋一の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は長友康夫、中村洋一の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 長友康夫氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
4. 中村洋一氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は社外取締役長友康夫、中村洋一の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、その責任の原因となった職務執行について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役前田剛介氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
まえだ ごうすけ 前田 剛介 (1962年6月12日生)	1993年7月 日空工業株式会社入社 2000年1月 同社取締役東京支社長 2005年10月 同社代表取締役社長 2008年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 日空工業株式会社 代表取締役社長	3,410株
<p><社外監査役候補者とした理由> 前田剛介氏は、日空工業株式会社の取締役東京支社長を経て同社の代表取締役をされております。企業経営についての長い経験と高い見識を有しておられることから、当社の社外監査役にふさわしい方と判断しており引き続き選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 前田剛介氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は前田剛介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 前田剛介氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年となります。
4. 当社は社外監査役前田剛介氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、その責任の原因となった職務執行について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
いなば よしひさ 稲葉 欣久 (1940年10月25日生)	1972年6月 税理士登録 1975年3月 公認会計士登録 1982年9月 東陽監査法人入所 1983年5月 株式会社カスミ 監査役就任 2001年5月 同社監査役退任 2009年8月 東陽監査法人退所 2009年9月 公認会計士事務所開設 現在に至る	一株
<p><補欠の社外監査役候補者とした理由> 稲葉欣久氏は、長年、公認会計士として企業会計に精通されており、企業の社外監査役を経験されて、会社経営全般について十分な見識を有しておられることから、当社の監査役として職務を適切に遂行していただけると判断しており選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 稲葉欣久氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、その責任の原因となった職務執行について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しており、稲葉欣久氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で本契約を締結する予定であります。

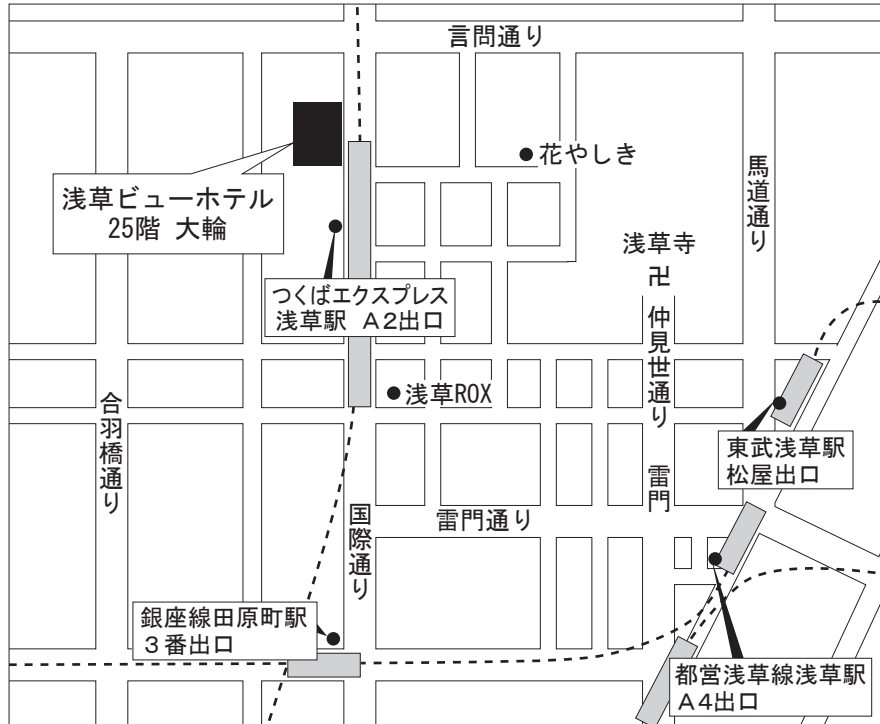
以上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 25階「大輪」



- 交 通
- | | | | |
|-------------|--------|--------|---------|
| つくばエクスプレス | 「浅草駅」 | A 2 出口 | 徒歩 1 分 |
| 東京メトロ銀座線 | 「田原町駅」 | 3 番出口 | 徒歩 7 分 |
| 東武スカイツリーライン | 「浅草駅」 | 松屋出口 | 徒歩 10 分 |
| 都営地下鉄浅草線 | 「浅草駅」 | A 4 出口 | 徒歩 13 分 |